

## 万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業交付要綱

### (総則)

第1条 万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業（以下「本事業」という。）における補助金（以下「本補助金」という。）の交付については、別に定めのある場合を除き、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「府交付規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 本補助金は、SDGsを掲げる2025年日本国際博覧会の会場へのクリーンな移動手段を確保し、同博覧会を契機に府域のバスのゼロエミッション化を促進するために交付するものであり、この交付要綱は、業務の適正かつ確実な執行を図るために交付に関する必要な手続等を定めるものとする。

### (定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 「国補助事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。

イ 環境省が実施する事業であって、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス））交付要綱の規定に基づく事業（以下「国補助事業イ」という。）

ロ 国土交通省が実施する事業であって、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の規定に基づく事業（以下「国補助事業ロ」という。）

ハ 国土交通省が実施する事業であって、地域における受入環境整備促進事業補助金交付要綱の規定に基づく事業（以下「国補助事業ハ」という。）

二 「燃料電池バス」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車であって旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上のものをいう。

三 「電気自動車」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車（当該自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に燃料が電気のみであることが記載されているもの）をいう。

四 「電気バス」とは、電気自動車であって旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上のものをいう。

五 「電気バス用充電設備」とは、一般用電気工作物（電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第1項に規定する電気工作物をいう。）であって専ら電気バスに充電するための設備のうち、国補助事業において規定されているものをいう。

六 「旅客自動車運送事業」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（以下「一般乗合旅客自動車運送事業」という。）及び同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業（以下「一般貸切旅客自動車運送事業」という。）をいう。

七 「一般乗合旅客自動車運送事業者」とは、一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

八 「一般貸切旅客自動車運送事業者」とは、一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

九 「自動車リース事業者等」とは、事業用自動車の貸渡し（電気バスの導入に付随して行われる電気バス用充電設備の貸渡しを含む。）を業とする者、旅客自動車運送事業の分社等により、自らが50%を超える出資比率によって設立した子会社たる旅客自動車運送事業者に、自らが所有するバス車両を貸与する者をいう。

十 「路線バスタイプ」とは、主として一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するバスのうち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に規定する路線定期運行であって、同規則第10条第1項第1号イ又はロに規定する運行（以下、「高速乗合バス運行等」という。）に供するものを除いたものをいう。

十一 「観光バスタイプ」とは、主として一般貸切旅客自動車運送事業の用に供するバス又は高速乗合バス運行等に供するバスをいう。

(補助対象事業等)

第4条 本補助金の交付の対象は、国補助事業の補助金に係る交付決定を受けた電気バス、燃料電池バス及び電気バス用充電設備等、又は国補助事業の補助金に係る申請等を行った電気バス、燃料電池バス及び電気バス用充電設備等のうち、国の交付決定を受けなかったものとし、その補助事業の内容、補助対象事業者の要件、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の交付決定額、補助率及び補助金の上限額等は別表のとおりとする。ただし本事業は、国又は大阪府の他の同種の補助金（第3条第1号に規定する国補助事業を除く。）の交付を重複して受けることはできないものとする。

2 本補助金の交付対象となるバス（以下「補助対象バス」という。）、電気バス用充電設備等は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 第8条の規定による交付決定の日から原則令和7年3月3日までの間に、電気バス又は燃料電池バスの新車新規登録をしたものであること及びこれらへの改造を行い自動車検査証の交付を受けたものであること並びに電気バス用充電設備等が導入されたものであること。
- 二 道路運送車両法第60条第1項の規定により交付される自動車検査証において、使用の本拠の位置が大阪府内にあること。
- 三 路線バスタイプの補助対象バスが運行する主たる経路は大阪府内であること。また、観光バスタイプの補助対象バスについては、一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する場合は発地又は着地が大阪府内であること、高速乗合バス運行等に供する場合は大阪府内に停留所があること。

(交付申請)

第5条 補助対象事業者が本補助金の交付を受けようとするときは、第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。なお、原則として、国補助事業に係る申請等を行ったのちに本補助金の交付申請を行うこと。

(電子情報処理組織による交付申請等)

第6条 補助対象事業者は、前条の規定に基づく交付申請、第9条第5号の規定に基づく利用実績報告又は第13条第1項の規定に基づく実績報告について、電子情報処理組織（府の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をしようとするものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法であって知事が指定する方法により行うことができる。

(交付申請の受理)

第7条 知事は、第5条の規定による申請を先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受理を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、予算超過日において複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理する順番を決定するものとする。また、本補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超える申請については、当該申請者と協議を行って受理することとする。

(交付決定及び通知等)

第8条 知事は、第5条の規定により第1号様式による補助金交付申請書を審査した結果、その内容が別表及びその他この要綱に定める要件を満たしており、本補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内で交付決定を行い、第2号様式による補助金交付決定通知書にて補助金の交付を申請した者に交付決定の内容及び交付する場合は交付条件を通知するものとする。

2 知事は、第1項により交付決定を行う場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、本補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとする。さらに知事は、交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

- 3 知事は、第1項により交付決定を行った補助事業に係る情報のうち、補助事業者名（リース等の場合は使用者（借受人）を含む）、電気バスまたは燃料電池バスであること及びその台数（充電設備を含む）、事業実施場所（営業所等）、主な運行経路、電気バス又は燃料電池バスであることの周知広報及び2025年日本国際博覧会開催に係る機運醸成を図る取組みの状況等、必要と認めるものを公表できることとする。

（交付の要件）

第9条 知事は、前条第1項の規定による本補助金の交付決定にあたっては、本事業の目的を達成するため、本補助金の交付決定を受ける補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、次の各号に掲げる要件を付すものとする。なお、補助事業者が自動車リース事業者等にあつては、次の各号に規定する「補助事業者」とあるのは、「補助事業者又はリース契約等を締結した使用者」と読み替えるものとする。

- 一 補助事業者は、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会との協議に基づき、同博覧会の開催期間中に、同博覧会会場を発着場所とするパークアンドライドバス又は駅シャトルバスとして、本事業により導入したバスを使用又は提供すること。ただし、同博覧会協会との協議が整わない場合は、その対応について大阪府と協議することとする。
- 二 補助事業者は、本事業により導入したバスが電気バス又は燃料電池バスであることの周知広報及び2025年日本国際博覧会開催に係る機運醸成を図る取組みについて、車体ラッピングといった装飾等により工夫を凝らして効果的に実施すること。
- 三 補助事業者は、本事業により導入したバスについて、災害等による停電時に電力供給できる設備（100Vコンセント等）を設けること。
- 四 補助事業者は、本事業により導入したバスの運行については、当該バスを導入した日から起算して5年間、第4条第2項第3号に掲げる要件を満たすこと。
- 五 補助事業者は、本事業により導入したバスについて、当該バスを導入した日の属する年度の終了後5年間、第3号様式による利用実績報告書を各年度の終了後30日以内に知事に提出すること。

（交付申請の取下げ）

第10条 補助事業者は、本補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、第4号様式による補助金交付申請取下届出書を、知事に提出しなければならない。

（交付決定事業の計画変更の申請）

第11条 補助事業者は、第8条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、第5号様式による事業計画変更承認申請書を知事に提出するものとする。
- 3 第1項に規定する軽微な変更とは、事業の目的及び内容等のうち事業の基本的部分に関わらない変更及び対象経費の配分のうち所要額相互間でそれぞれ20%以内の配分の変更であつて交付決定額に増がない変更とする。

（事業の中止又は廃止の承認申請）

第12条 補助事業者は、事情の変更により交付決定事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、第6号様式による事業の中止（廃止）承認申請書を知事に提出するものとする。

（実績報告）

第 13 条 補助事業者は、交付決定事業が完了した日若しくは交付決定事業の廃止の承認があった日から 30 日を経過した日又は令和 7 年 3 月 11 日のいずれか早い日までに第 7 号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 前項において、同一の補助事業者が複数のバスを導入する等、複数の交付決定事業が同一の交付決定事業と認められる場合における同項の適用については、同項中「交付決定事業が完了した日」とあるのは、「同一の交付決定事業に属する最後の事業完了日」とする。

3 知事は第 1 項の規定（前項の規定を適用する場合を含む。）による実績報告書の提出を受けたときは、所要の審査を行う。

4 知事は、第 1 項の規定による実績報告書を受けた場合において、その報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して命ずるものとする。

#### （補助金の額の確定通知）

第 14 条 知事は、前条第 3 項の規定により実績報告書を審査した結果、交付決定事業の成果が本補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、別表に定めるところにより交付すべき補助金の額を精査の上確定し、補助事業者に対し、第 8 号様式による補助金の額の確定について通知するものとする。

#### （補助金の交付）

第 15 条 知事は、前条による補助金の額の確定後、当該補助金を補助事業者に交付するものとする。ただし、知事は、事業の円滑な実施を図るため必要と認めるときは、第 8 条に規定する補助金の交付の決定をした額の全部又は一部を概算払により交付する。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受ける場合においては、第 9 号様式による補助金支払請求書を知事に提出しなければならない。

3 第 1 項ただし書の規定により補助金の交付を受けようとするものは、交付の決定通知を受け取った日以降、第 12 号様式による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

#### （財産の処分の制限）

第 16 条 補助事業者は、交付決定事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められた乗合自動車の耐用年数期間（以下「耐用年数期間」という。）を勘案して、財産を取得した日から起算して 5 年を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産を本補助金の交付の目的に反して処分（使用、譲渡、交換、貸付又は担保に供することをいう。以下、本条において同じ。）してはならない。

3 補助事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ第 10 号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、財産の取得から 5 年を経過した場合は、この限りではない。

4 知事は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第 2 項の処分時から耐用年数期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させることができる。さらに、当該処分により利益（当該処分により得た収入から補助対象経費及び必要経費を差し引いた上で生じる残額）が生じたときは、交付した補助金の範囲内でその利益の全部又は一部を大阪府に納付させることとする。

#### （交付決定の取消し）

第 17 条 知事は、次の各号に該当するときは、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 この要綱の規定又はこれに基づく処分若しくは指示に違反した場合。
  - 二 交付申請（第 11 条第 1 項の計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの）の内容又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した場合。
  - 三 国補助事業の補助金の交付決定を取り消された場合。
  - 四 府交付規則第 2 条第 2 号イからハまでのいずれかに該当することとなった場合又は第 5 条の申請をしたときに府交付規則第 2 条第 2 号イからハまでのいずれかに該当していたことが判明した場合。
  - 五 前各号に掲げる場合のほか、天災地変その他補助金の交付決定後に生じた事情の変更により、交付決定通知のもととなった交付申請（第 11 条第 1 項の計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの）の内容の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- 2 前項の規定は、第 14 条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。
  - 3 知事は、第 1 項に基づき交付決定を取消したときには、補助金交付決定取消通知書により、速やかに申請者に通知するものとする。

#### （補助金の返還）

第 18 条 知事は、補助金の交付決定を取り消した場合において、本事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、第 1 項の返還の命令に係る補助金の交付決定の取消しが前条第 1 項第 5 号の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により返還の期限を延長するものとする。

#### （加算金及び延滞金）

第 19 条 補助事業者は、第 17 条第 1 項の規定による取消しに関し、本補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る本補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を府に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。
- 3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を府に納付しなければならない。
- 4 第 1 項又は前項の規定に定める加算金又は延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

#### （補助金の経理）

第 20 条 補助事業者は、交付決定事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類等を本事業完了後 10 年間保存しなければならない。

#### （調査等）

第 21 条 知事は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、交付決定事業に関し報告を求め、補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。
- 3 補助事業者は、補助金の交付申請後、府交付規則第 2 条第 2 号イからハのいずれかに該当することとなった場合は、速やかに第 11 号様式による該当事項届出書を知事に提出しなければならない。

(指導・助言)

第 22 条 知事は、本事業の適切な執行のため、補助事業者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

(その他必要な事項)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 13 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 1 月 31 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 3 月 28 日から施行する。

## 別表

事業の内容	電気バスの新規導入（電気バスへの改造を含む。）、電気バス用充電設備等の導入（電気バスを導入しない場合は除く。）	燃料電池バスの新規導入（燃料電池バスへの改造を含む。）
補助対象事業者要件	国補助事業の補助金の交付決定を受けた者又は国補助事業の補助金に係る申請等を行ったが国の交付決定を受けなかった者であって、大阪府内に営業所・事業所を有する一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、道路運送法第 79 条の登録を受けた自家用有償旅客運送者、自動車リース事業者等	
補助対象経費 ※ 1	<p>1. 電気バスの車体本体価格（電気バスへの改造に要する経費を含む。ただし、あらかじめ所有する使用過程車を電気バスに改造し導入する場合、当該車両の車両本体価格は補助対象外とする。）</p> <p>2. 電気バス用充電設備等の導入費用（電気バス駆動用蓄電池の導入費用は除く。）</p> <p>(1) 急速充電設備及び普通充電設備の導入費用（本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池を含む。）</p> <p>(2) 非接触式充電設備の導入費用</p> <p>(3) 電気自動車用外部給電設備の導入費用（本体及び機器を構成するため必要となる付属品を含む。）</p>	燃料電池バスの車体本体価格（燃料電池バスへの改造に要する経費を含む。ただし、あらかじめ所有する使用過程車を燃料電池バスに改造し導入する場合、当該車両の車両本体価格は補助対象外とする。）
補助金の交付決定額 ※ 2	補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額が上限額を超える場合は上限額とする。	
補助率 ※ 3	<p>電気バスの車両本体価格 1 / 3 以内</p> <p>電気バス用充電設備等の導入費用 1 / 3 以内</p>	燃料電池バスの車両本体価格 1 / 3 以内
補助金の上限額	電気バス 1 台当たり 1,800 万円（電気バス用充電設備等の導入費用を含む）とする。	燃料電池バス 1 台当たり 3,550 万円とする。
補助金の額の確定 ※ 2	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額 (2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合には、当該変更後の額）	
備考	バス車両は標準仕様ノンステップバス認定要領（平成 27 年 7 月 2 日付国自技第 75 号）に基づく認定を受けたノンステップバスにするなど、ユニバーサルデザインに十分配慮すること。	

※ 1 消費税及び地方消費税は補助対象外とする。また、充電設備の導入費用のうち工事費は補助対象外とする。

※ 2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

※ 3 国補助事業の補助金の交付決定を受けた電気バス用充電設備等の導入費用のうち、国補助事業に定める補助率が 1 / 1 となる電気バス用充電設備等の購入費については対象外とし、国補助事業に定める補助率が 1 / 2 となる電気バス用充電設備等の購入費については 1 / 6 以内とする。また、国補助事業の補助金の交付決定を受けた車両本体価格のうちバス車両の改造に要する費用については、国補助事業に定める補助率が 2 / 3 以上の場合は対象外とする。